dポイントクラブ会員規約

株式会社NTTドコモ（以下「当社」といいます）は、この「dポイントクラブ会員規約」（以下「本規約」といいます）に従って、「dポイントクラブ」（以下「本会」といいます）に入会した方（以下「dポイントクラブ会員」といいます）に対し、「dポイント」と称されるポイント（以下「dポイント」といいます）の進呈等一定の特典（以下「本会特典」といいます）を提供する制度（以下「本プログラム」といいます）を実施します。本プログラムは、本規約に従って運営されるものとします。なお、本プログラムの細目については、第1条にて定義するdポイントクラブサイト等に従うものとします。

第1条　（定義）

本プログラムで使用する用語の意味は以下の各号に定めるとおりです。なお、本規約に定めのない用語については、契約約款等（第2号にて定義します）によるものとします。

(1)　ポイント提供対象サービス
dポイント進呈の対象となる当社がdポイントクラブサイト等において別途定めるサービス及び取引の総称をいいます。

(2)　契約約款等
「FOMAサービス契約約款」、「Xiサービス契約約款」、「5Gサービス契約約款」又は「ワイドスター通信サービス契約約款」の総称をいいます。

(3)　対象回線契約
契約約款等に基づく回線契約をいいます。

(4)　継続利用期間
対象回線契約の継続期間をいいます。新規ご契約日の翌月を1か月目とし1か月単位で計算します。ただし、ご契約日が月の1日である場合は当月を1か月目とします。

(5)　dカード利用規約
当社が別途定める「dカード利用規約（会員規約)」をいいます。

(6)　dカードサービス
「dカード利用規約（会員規約）」に従って提供されるクレジット機能を内容とするサービスをいいます。

(7)　ドコモ光契約約款
当社が別途定める「IP通信網サービス契約約款」及び「音声利用IP通信網サービス契約約款」の総称をいいます。

(8)　ドコモ光
「ドコモ光契約約款」に従って提供されるIP通信網サービスをいいます。

(9)　ドコモでんき供給約款
当社が別途定める「ドコモでんき供給約款」をいいます。

(10)　ドコモでんき
「ドコモでんき供給約款」に従って提供される電気の取次ぎを内容とするサービスをいいます。

(11)　ドコモでんき dポイント提供条件
当社が別途定める「ドコモでんき dポイント提供条件」をいいます。

(12)　dポイント（期間・用途限定）
dポイントのうち、本規約に基づくdポイントの規定と異なる有効期間、利用用途を当社がdポイントクラブサイト等において別途定めたポイントをいいます。

(13)　dポイントクラブ会員番号
当社がdポイントクラブ会員の識別のために会員ごとに割り当てた固有の番号をい

います。

(14) サービスステージ

5ステージから構成される本会特典提供のための区分をいいます。サービスステージは以下の各号に定める基準により決定されます。

① 6か月間のdポイント獲得数

当該月の前々月までの 6か月間（以下「判断基準期間」といいます） にdポイントクラブ会員が獲得したdポイントの総数（ただし、dポイント（期間・用途限定）、dポイントの譲渡によって獲得したdポイント、その他当社がdポイントクラブサイト等において別途定める場合に進呈されるdポイントの獲得数は含まれません）

② なお、統合dポイントクラブ会員（第5条第1項にて定義します）が獲得したdポイント総数については、第5条第5項に定めるとおりとします。毎月末（以下「判断基準日」といいます）時点のdポイントクラブ会員の継続利用期間（対象回線契約を保有していないdポイントクラブ会員にこの基準は適用されません）

なお、統合dポイントクラブ会員の継続利用期間については、第5条第5項に定めるとおりとします。

各サービスステージの名称及び適用条件は以下のとおりです。以下記載の順に上位のサービスステージとし、複数のサービスステージの適用条件を満たした場合は、上位のサービスステージがdポイントクラブ会員に適用されます。

・プラチナステージ

条件：以下のいずれかを満たすこと。

① dポイントクラブ会員の判断基準期間におけるdポイントの獲得数が10,000ポイント以上であること

② dポイントクラブ会員の判断基準日時点における継続利用期間が15年以上であること

・4thステージ

条件：以下のいずれかを満たすこと。

① dポイントクラブ会員の判断基準期間におけるdポイント獲得数が3,000ポイント以上であること

② dポイントクラブ会員の判断基準日における継続利用期間が10年以上であること

・3rdステージ

条件：以下のいずれかを満たすこと。

① dポイントクラブ会員の判断基準期間におけるdポイント獲得数が1,800ポイント以上であること

② dポイントクラブ会員の判断基準日における継続利用期間が8年以上であること

・2ndステージ

条件：以下のいずれかを満たすこと。

① dポイントクラブ会員の判断基準期間におけるdポイント獲得数が600ポイント以上であること

② dポイントクラブ会員の判断基準日における継続利用期間が4年以上であること

・1stステージ

① dポイントクラブ会員の判断基準期間におけるdポイント獲得数が600ポイント未満であること

② dポイントクラブ会員の判断基準日における継続利用期間が4年未満であること

(15) ドコモマイショップ
当社及び当社が認定した取扱店舗（以下「対象店舗」といいます）が、当社が別途定める「ドコモマイショップ会員特約」に基づき実施する会員制度をいいます。
(16) dポイント協賛店
当社と本プログラムにおいて本会特典の提供又はポイント交換等の提携をしている会社等をいいます。
(17) dポイントクラブサイト
本プログラムにかかる各種情報の閲覧、及び本会特典の提供のお申込みを行うことができるdポイントクラブ会員専用の Web サイトをいいます。
(18) dポイントクラブ会員情報
本会入会時にご申告のdポイントクラブ会員又は利用者に関する情報（氏名、性別及び生年月日を含みます）及び第2条第7項に基づき変更した情報をいいます。
(19) 旧 2in1契約
2008年3月2日までに締結された 2in1利用（「FOMAサービス契約約款」に定める定義と同一とします）を利用するための契約のうち、2008年3月3日より提供が開始されたサービス内容に基づいて2in1利用を利用する契約への移行手続がなされていない契約をいいます。
(20) 2in1パケット等料金引受オプションサービス
当社が「2in1パケット等料金引受オプションサービス規約」に基づき提供するサービスをいいます。
(21) ずっとドコモ割プラス
当社が「Xiサービス契約約款」に基づき提供する割引サービスをいいます。
(22) ポイント共有グループ
複数のdポイントクラブ会員が、共有でdポイントを利用することができるグループをいいます。ポイント共有グループの形成には、必ず代表会員としてdポイントクラブ会員を1名設定する必要があります。ただし、代表会員は、対象回線契約、dカードサービス、ドコモ光又はドコモでんき（ドコモでんきについては、dポイントクラブ会員が「ドコモでんき dポイント提供条件」に基づいてdポイントの進呈を受けるために需給契約と対になる対象回線契約の携帯電話番号又はキャリアフリーdアカウントを現に当社に届けている場合に限ります）をご契約いただいているdポイントクラブ会員に限ります。ポイント共有グループの形成、ポイント共有グループへの追加及び廃止並びに代表会員の登録及び変更を含むポイント共有グループに関する各種条件の詳細は、当社がdポイントクラブサイト等において別途定めるところによるものとします。
(23) dポイントクラブ特約
当社が別途定める 「dポイントクラブ特約」をいいます。
(24) 本人確認
当社が、別途当社が定める手続に基づき、dポイントクラブ会員情報の登録内容の一部について、当該登録内容がご本人のものであることを確認することをいいます。
(25) dアカウント
当社が別途定める「dアカウント規約」（以下「dアカウント規約」といいます）に基づき当社が発行したdアカウントのID
(26) ドコモ回線dアカウント
dアカウントのうち、「dアカウント規約」において「ドコモ回線dアカウント」として定めるdアカウント
(27) キャリアフリーdアカウント

dアカウントのうち、「dアカウント規約」において「キャリアフリーdアカウント」として定めるdアカウント

(28) 会員統合

別途当社が定める手続に基づき、dポイントクラブ会員（回線契約者（第2条にて定義します）に限るものとし、以下、本号、次号、第5条及び第6条において同じとします）からの申し出があった場合に、当該dポイントクラブ会員が契約している対象回線契約（当該dポイントクラブ会員が本会への入会手続の際に入会条件を満たしていることを証するために申し出た自己名義の対象回線契約を指すものとし、以下、本号、次号、第3条第5項、第3条第6項、第5条及び第6条において「対象回線契約」とあるものについては同じ意味を有するものとします。）と同一名義の他の対象回線契約を本会への入会手続の際に入会条件を満たしていることを証するものとして申し出ることにより割り当てられたdポイントクラブ会員番号を、本号に定める申し出を行ったdポイントクラブ会員番号に統合することにより、dポイントクラブ会員としての会員資格を1つに統合することをいいます。

(29) 会員分離

会員統合を行ったdポイントクラブ会員が契約している対象回線契約のいずれかを統合対象契約群（第5条第1項にて定義します）から分離し、統合対象契約群にかかるdポイントクラブ会員とは異なるdポイントクラブ会員に属するものとして、当該分離した対象回線契約の契約者に対して新たにdポイントクラブ会員番号を割り当てることにより、当該分離した対象回線契約に関するdポイントクラブ会員としての会員資格を、会員統合したdポイントクラブ会員から分離させることをいいます。

第2条 （入会申込、会員資格、ポイント共有グループ、本人確認等）

本会は、以下の各号のいずれかを満たしたお客様に限りご入会いただくことができます。

(1) 対象回線契約（当社が指定する一部の料金種別での契約を除きます）を締結している個人のお客様（以下「回線契約者」といいます）

(2) dアカウントをお持ちのお客様

２．お客様が本会への入会を希望される場合、本規約に同意のうえ、当社が別途定める方法に従い、本会の入会にかかるお客様と当社との間の契約（以下「本契約」といいます） のお申込みを行う必要があります。ただし、本会への入会を希望されるお客様が未成年者の場合は、親権者の同意を得たうえでお申込みを行う必要があります。また、本契約とは別に、別途当社が定めるお客様に関する情報の取扱いに関する同意事項に同意をいただく必要があります。

３．お客様が当社所定の本会への入会手続に関する書面に署名又は本会への入会手続ができる当社所定のWebサイトにおいて入会手続完了の画面を表示し、当社所定の審査が完了した時点で、お客様と当社との間に本契約が成立し、その効力を生じるものとし、本会への登録が完了します。なお、以下の各号のいずれかに該当する場合、お客様からのお申込みを承諾しない場合があります。

(1) 本条第 1 項各号に該当しないお客様によるお申込みである場合

(2) 入会申込時に申告したdアカウントが、過去当社との間で法人名義での対象回線契約を契約時に取得されたもので、かつ、対象回線契約解約後、入会申込時においても継続して利用されているものである場合

(3) 回線契約者によるお申込みであり、かつ、対象回線契約について、利用停止中、利用休止中、電話番号保管中等、当社が別途定める状態にある場合

(4) 対象回線契約にかかる料金その他当社に対する債務のお支払を現に怠り、又は怠るおそれがある場合

(5)　過去又は現在、本規約、「dアカウント規約」、「dポイントクラブ特約」、契約約款等（以下総称して「本規約等」といいます）のいずれかに違反したことがある又は違反するおそれがある場合

(6)　本会へのお申込み内容若しくは届出内容に不足若しくは不備があり、若しくは虚偽の内容が含まれる場合、又はそれらのおそれがある場合

(7)　その他当社が不適当と判断した場合

４．本会は、入会金及び会費は一切不要です。

５．ポイント共有グループを形成する場合は、代表会員となるお客様及びそれ以外のお客様がそれぞれ個別に第2項に従って本会への入会申込みをすることを要します。この場合、代表会員となるdポイントクラブ会員と他のdポイントクラブ会員は、3親等以内の親族であることを要します。

６．本人確認を完了済みのdポイントクラブ会員は、第4条に定めるdポイントの譲渡その他dポイントクラブサイト等において別途当社が定めるサービスを利用することができます。なお、当社は、本人確認にあたり不正による手続であると判断した場合は、本人確認の実施を認めない場合があります。また、当社は、既に実施された本人確認について不正によるものと判断した場合は、当該本人確認を取り消す場合があります。

７．dポイントクラブ会員は、dポイントクラブ会員情報の登録内容に変更があった場合は、当社所定の方法に従い、当社又は対象店舗に当該変更を届け出るものとします。なお、dポイントクラブ会員が保有する対象回線契約が、「5Gサービス契約約款」に規定する5G契約に係る区分のうち、コースB(以下「コースB」といいます)である場合は、「5Gサービス契約約款」に基づき対象回線契約に関して当社に届け出ている内容を変更することによってのみdポイントクラブ会員情報を変更することができます。

第3条　(dポイントの計算方法、進呈方法、種類等)

当社は、dポイントをdポイントクラブ会員に進呈する場合、以下の各号に定める方法に基づいて計算された dポイントをdポイントクラブ会員に進呈します。

(1)　当社がdポイントクラブサイト等において別途定める進呈率により、ポイント提供対象サービスのうち、対象回線契約のひと月における利用料金（ただし、当社が別途定める料金は除きます）その他当社が別途定めるサービスのひと月における利用料金（以下「ポイント進呈対象料金」といいます）に応じて計算する方法。なお、進呈数を算定する際のポイント進呈対象料金の最小単位は1000円とし、1000円未満が生じる場合は切り捨てるものとします。

(2)　回線契約者であるdポイントクラブ会員が、当社所定の方法により、契約約款等に基づくずっとドコモ割プラスの割引に代えて、dポイント進呈を選択した場合、当社が別途定める進呈率により、ずっとドコモ割プラスの割引額に応じて計算する方法。この場合、ずっとドコモ割プラスの割引に関する契約約款等の規定は適用しないものとします。なお、月の途中でサービスステージが変更になった場合、変更となった月の末日時点のサービスステージに応じて計算し、dポイントを進呈します。

(3)　dポイントクラブ会員が「dカード利用規約（会員規約）」に基づいて付帯サービス等を利用するために対象回線契約にかかる回線の携帯電話番号又はdアカウントを当社に届け出た場合において、dカードサービスの利用料金に基づいてdポイントクラブサイト等において当社が別途定める方法により計算する方法。なお、進呈数を算定する際のdカードサービスの利用料金の最小単位は100円とし、100円未満が生じる場合は切り捨てるものとします。

(4)　dポイントクラブ会員が「ドコモでんき dポイント提供条件」に基づいて、dポイントの進呈を受けるために需給契約と対になる対象回線契約の携帯電話番号又はキャリアフリーdアカウントを当社に届け出た場合において、「ドコモでん

き供給約款」に定める料金（ただし、当社が別途定める料金は除くものとし、以下「ドコモでんき利用料金」といいます）に基づいて「ドコモでんき dポイント提供条件」及びdポイントクラブサイト等において当社が別途定める方法により計算する方法。なお、進呈数を算定する際のドコモでんき利用料金の最小単位は100円とし、100円未満が生じる場合は切り捨てるものとします。

(5) その他、当社がポイント提供対象サービス毎に、dポイントクラブサイト等において別途定める方法。

２．以下の各号に定める場合におけるポイント進呈対象料金は、当該各号に定めるとおりとします。

(1) dポイントクラブ会員が旧 2in1 契約を締結している場合
旧 2in1 契約回線の利用金額を加算した金額をポイント進呈対象料金に含めます。

(2) 2in1パケット等料金引受オプションサービスに基づき債務引受が行われた場合（本号において、本規約に定めのない用語については、当社が定める「2in1パケット等料金引受オプションサービス規約」によるものとします）
2in1債務引受オプションの適用対象として指定されたAナンバーの FOMAサービスについては、ポイント進呈対象料金から、引受債務の金額（ポイント進呈対象料金に相当する金額（税額相当分との合算後の額とします）に限り、以下本号において同じとします）を差し引いた後の金額をポイント進呈対象料金とします。2in1債務引受オプションを利用するBナンバーのFOMAサービスについては、当該引受債務の額をポイント進呈対象料金に含みます。

３．当社は、第1項及び第2項で定める他、当社が企画する施策等（dポイント協賛店とのポイント交換制度を含みます）を契機としてdポイント又はdポイント（期間・用途限定)を進呈する場合があります。

４．当社は、dポイントクラブ会員がポイント共有グループに加入している場合、代表会員以外のdポイントクラブ会員によるポイント提供対象サービスの利用にかかるdポイントの進呈であっても、代表会員に一括して進呈します。代表会員以外のdポイントクラブ会員がポイント共有グループから廃止された場合、当該廃止時点で代表会員に進呈されているdポイントは、そのまま当該代表会員に残存するものとします。

５．当社は、dポイントクラブ会員が保有しているdポイント数（統合dポイントクラブ会員については、第5条第4項に基づき統合対象契約群に属する各対象回線契約にかかる契約回線（統合後キャリアフリーdアカウント（第5条第1項にて定義します）を含みます）の利用により進呈されるすべてのdポイントを合算した総数となります）をdポイントクラブサイトへの掲載、当社指定アプリでの表示、その他当社指定の方法によりdポイントクラブ会員に周知又は通知するものとします。

６．dポイントクラブ会員がポイント共有グループに加入している場合、前項に定めるdポイント数は、当該dポイントクラブ会員が代表会員以外のdポイントクラブ会員であったとしても、dポイントクラブサイト等で確認することができます。ただし、当該代表会員が、それ以外のdポイントクラブ会員によるdポイント数の利用の拒否設定（以下「ポイント利用拒否設定」といいます）をした場合、ポイント利用拒否設定をされたdポイントクラブ会員は当該ポイント共有グループのdポイントを利用することはできません。また、統合dポイントクラブ会員である代表会員については、当社は、第8条第2項に基づき、当該代表会員に割り当てられた統合dポイントクラブ会員番号にかかる統合対象契約群に属するいずれかの対象回線契約にかかる契約回線及びネットワーク暗証番号による認証又はドコモ回線dアカウント（統合後キャリアフリーdアカウントを含みます）及びパスワードによる認証をもって当該代表会員を認証し、当該代表会員からのポイント利用拒否設定を受け付けます。なお、dポイント数の具体的な確認方法及びポイント利用拒否設定の方法は dポイントクラブサイト等にて当社が別途定めるところによります。

７．dポイントが進呈された後に、当該dポイントの進呈の対象となるポイント提供対象サービスにかかる利用金額が減額された場合又は当社の商品の購入若しくはサービスの利用がキャンセルされた場合は、当社は、当該事由を把握した時点で、dポイントクラブ会員に進呈されたdポイントのうち減額又はキャンセルされた当該購入金額又は利用金額に応じて進呈された分に相当するdポイントを取り消したうえで、サービスステージを決定するものとします。この場合当社は、取消対象となるdポイント（以下「取消対象ポイント」といいます）について、dポイントクラブ会員が保有するdポイントから一括して差し引くものとしますが、当該dポイントクラブ会員が保有しているdポイントの総数が取消対象ポイント総数に満たない場合には、差し引くことができなかった取消対象ポイント残数がなくなるまでの間、新たに進呈されるdポイントから予め取消対象ポイント残数を控除したうえでdポイントを進呈するものとします。なお、dポイントクラブ会員がポイント共有グループに加入していた場合、取消対象ポイントの取消処理は、代表会員に進呈されたdポイント又は新たに進呈されるdポイントに対して実施されるものとします。また、dポイントクラブ会員と当社との間のポイント提供対象サービスの契約が解約された場合、dポイントクラブ会員が第10条に基づき会員資格を失った場合又は第12条に基づきdポイントクラブ会員にかかる本プログラムの利用が停止された場合に、当該解約時（会員資格の喪失時又は本プログラムの利用停止時を含みます）にdポイントクラブ会員が保有していたdポイント総数が、取消対象ポイント残数に満たないときには、当社は取り消すことができなかった取消対象ポイント分にかかるdポイントの利用の申込み承諾を取り消して、当該取消対象ポイント分相当額をdポイントクラブ会員に請求することができるものとします。
８．dポイントの進呈時期は、dポイントクラブサイト等において当社が別途定める場合を除き、以下の各号のとおりとします。

(1) 第1項第1号に基づく進呈
利用月の翌月10日以降に進呈します。

(2) 第1項第2号に基づく進呈
選択月の翌月10日以降に進呈します。

(3) 第1項第4号に基づく進呈
利用月の翌々月10日以降に進呈します。

(4) 前三号以外に基づく進呈
当社が別途定める時期に進呈します。

９．dポイントの有効期限は、当該ポイントが進呈された月から起算して48か月後の月末までとします。dポイント（期間・用途限定）の有効期限は、当社が別途定める期間に従うものとします。
１０．dポイントクラブ会員がポイント提供対象サービスを複数契約していたとしても、第4項及び第5条第4項に定める場合を除き、dポイントを移行又は合算をすることはできません。
１１．当社は、第1項に定めるdポイントの進呈の他、dポイントクラブ会員に対してサービスステージに応じた本会特典を提供するものとします。当社は、当社又はdポイント協賛店の都合により、dポイントクラブ会員への通知なしに、本会特典の内容（dポイント協賛店を含みます）を変更し、本会特典の追加、削除、変更又は一時停止することができるものとします。なお、本会特典の種類及び具体的な提供方法等については、dポイントクラブサイト等にて当社が別途定めるところによります。

第4条　（dポイントの利用等）

dポイントクラブ会員は、dポイントを1ポイント単位（当社が別途定める場合を除きます）で以下の用途に利用できるものとします。なお、当社は、以下の各号に定める用途での利用について、利用を一部制限し、又は利用に一定の条件を設ける場合があり、その詳細はdポイントクラブサイト等で定めるものとします。

(1)　当社が別途指定する当社の商品又はサービス（ただし、dポイント充当対象携帯料金等（第3号で定義します）、dポイント充当対象ドコモ光料金（第4号で定義します）及びdポイント充当対象ドコモでんき料金（第5号で定義します）は除きます）等のご購入代金又はご利用料金への充当
(2)　当社が別途指定する商品（以下「特典商品」といいます）との交換（交換に必要なdポイント数は特典商品毎に当社が別途定めます）
(3)　「FOMAサービス契約約款」、「Xiサービス契約約款」、「5Gサービス契約約款」及び「国際電話サービス契約約款」に基づくサービスにかかるご利用料金（国内通話通信料、国際通話通信料、パケット通信料金、付加機能使用料等当社が別途指定するものに限るものとし、本条において「dポイント充当対象携帯料金」といいます）及び当社が別途指定する当社のサービスにかかるご利用料金（ただし、dポイント充当対象携帯料金との合算により支払うご利用料金に限るものとし、dポイント充当対象携帯料金と併せて本条において「dポイント充当対象携帯料金等」と総称します）への充当
(4)　ドコモ光にかかるご利用料金（基本使用料、国内通話通信料、付加機能使用料等当社が別途指定するものに限るものとし、本条において同じとします）及び当社が別途指定するドコモ光に関連するオプションサービスにかかるご利用料金（ドコモ光にかかるご利用料金と併せて本条において「dポイント充当対象ドコモ光料金」と総称します）への充当
(5)　ドコモでんきにより供給される電気にかかる「ドコモでんき供給約款」に定める料金（基本料金または最低料金、電力量料金、燃料費調整額等当社が別途指定するものに限るものとし、本条において「dポイント充当対象ドコモでんき料金」といいます）への充当
(6)　その他当社が別途定める利用用途

２．dポイントクラブ会員がdポイントを利用した場合、失効までの日数がより短いdポイントから利用され、失効日が同一の場合は、以下の優先順位で利用がなされるものとします。
(1)　dポイント（期間・用途限定）
(2)　前号以外のdポイント

３．dポイントクラブ会員は、当社所定の方法に従って、dポイントの利用を当社にお申し込みいただくものとします。

４．dポイントクラブ会員がポイント共有グループに加入している場合、当該ポイント共有グループを構成するdポイントクラブ会員は代表会員の承諾なしにdポイントの利用を申込むことができます。ただし、代表会員がポイント利用拒否設定をしている場合はこの限りではありません。

５．dポイントクラブ会員は、一旦お申し込みいただいたdポイントの利用にかかる申込みを取り消すことはできないものとします。

６．dポイントクラブ会員は、当社の都合（在庫状況等）によりdポイントクラブ会員が希望する特典商品を提供できない場合があることを予め承諾するものとします。当社は、希望する特典商品を提供できないときは、dポイントクラブ会員に対して別の特典商品の指定を求めますが、dポイントクラブ会員が希望する特典商品がない場合は、当該特典商品交換のお申込みは取り消されるものとし、当社はdポイントクラブ会員が当該特典商品との交換を希望したdポイントを当社が指定した方法によりdポイントクラブ会員に返還します。

７．当社は、dポイントクラブ会員からの特典商品交換のお申込み内容に不備がないことを確認したときは、特典商品に応じて、ドコモショップ等当社が指定する窓口での引渡し、送付等当社が指定した方法により特典商品を提供します。

８．当社が特典商品をdポイントクラブ会員に送付するときは、特典商品交換のお申込みを当社が確認した時点でdポイントクラブ会員が当社に届け出ている住所又は特典商品交換の

お申込み時にdポイントクラブ会員が指定した住所に送ります。
９．当社がdポイントクラブ会員に特典商品を送付する場合は、前項に定める住所に書留等当社が定める方法により送付するものとします。この場合、郵便局等から交付される当該郵便物の到着を証明する書類を当社が受領した時点をもって、dポイントクラブ会員本人に特典商品が送付されたものとします。ただし、当社が前項に定める送付先住所に特典商品を送付したにもかかわらず、お届け先住所不明等の理由により当社に返送された場合、該当特典商品交換のお申込みは取り消されるものとし、当社は、dポイントクラブ会員が当該特典商品交換との交換に利用したdポイントを会員に返還します。
１０．当社は、dポイントクラブ会員がポイント提供対象サービスの利用料金等の支払を遅滞している場合には、dポイントの利用及び譲渡にかかるお申込みを受付けない場合があります。
１１．特典商品とは別に、当社又はdポイント協賛店は、dポイントクラブ会員に対し、dポイントを利用して特典商品交換を実施した謝礼等として他の特典を提供する場合があります。当該特典の具体的内容、提供条件等については、dポイントクラブサイト等に定めるところによります。
１２．dポイントクラブ会員は、当社所定の方法に従ってdポイントクラブ会員間でdポイントを譲渡することができ、dポイントを譲渡する側のdポイントクラブ会員（以下「dポイント譲渡人」といいます）とdポイントを受け取るdポイントクラブ会員（以下「dポイント譲受人」といいます）は、以下の各号のいずれかを満たしたお客様に限ります。ただし、dポイント譲受人のdポイントクラブ会員番号を指定することでdポイントの譲渡が行われる場合、当該dポイント譲受人は本項第2号を満たすdポイントクラブ会員である必要があります。なお、当社は、dポイントの譲渡について、譲渡を一部制限し、又は譲渡に一定の条件を設ける場合があり、その詳細はdポイントクラブサイト等で定めるものとします。
(1)　回線契約者
(2)　本人確認を完了済みのお客様
１３． dポイント譲渡人は、以下の各号のいずれかに該当する場合は、dポイントの譲渡をすることはできません。
(1)　dポイント譲受人のdポイントクラブ会員番号がdポイント譲渡人のdポイントクラブ会員番号と同一の場合
(2)　dポイント譲受人がdポイント譲渡人と同一のポイント共有グループに属する場合
(3)　dポイント譲渡人の属するポイント共有グループの代表会員がポイント利用拒否設定をしている場合（代表会員がdポイント譲渡人となる場合を除きます）
(4)　dポイント譲受人がdポイントの受け取りを拒否する設定をしている場合
１４．dポイント譲受人がポイント共有グループに加入している場合、当該ポイント共有グループの代表会員が一括して譲渡を受けることとなります。
１５．譲渡されるdポイントの種別及び有効期限は変更なく引き継がれるものとします。
また、当社が別途定める手続に基づきdポイント譲渡人が異なる指定をした場合を除き、失効までの日数がより短いdポイントから譲渡され、失効日が同一の場合は以下の優先順位で譲渡がなされるものとします。
(1) dポイント（期間・用途限定）
(2) 前号以外のdポイント
１６．dポイント譲渡人は、当社が「d払い/ドコモ払いご利用規約」に基づき提供するd払いサービスの利用に必要な専用アプリケーション上でdポイント受け取り用のURL（以下「受取用URL」といいます）を作成し、当該URLをdポイント譲受人に共有する方法でdポイントを譲渡する場合(以下「URL譲渡」といいます)を除き、一旦お申し込みいただいたdポイントの譲渡にかかる申込みを取り消すことはできないものとします。なお、dポイント譲渡人がURL譲渡によるdポイントの譲渡にかかる申込みを取り消す場合、当該URL譲渡におい

て作成した受取用URLの有効期間内であって、かつdポイント譲受人が当該受取用URLよりアクセスしdポイントを受け取る前までの期間に取消を実施する必要があります。また、dポイント譲渡人は、dポイントの譲渡の際に入力する、譲渡するdポイントのポイント数、dポイント譲受人の携帯電話番号又はdポイントクラブ会員番号等について正確に入力するものとします。当社は入力された情報を真正なものとして扱い、入力内容について誤入力があったとしても、これによって生じた損害について、責任を負いません。
１７．URL譲渡によりdポイントの譲渡を受けるdポイント譲受人が、当該受取用URLの有効期間内にdポイントを受け取らなかった場合、当該受取用URLの有効期間を経過した時点をもって当該URL譲渡によるdポイントの譲渡は自動的に取り消されるものとします。
１８．dポイントの譲渡があった場合、dポイント譲渡人及びｄポイント譲受人が当社に届け出たメールアドレスへの電子メールによる通知及び当社指定のアプリへの通知により、譲渡されるポイント数、dポイント譲渡人の携帯電話番号又はdポイントクラブ会員番号及びその他当社が別途定める情報が通知されます。
１９．dポイント譲渡人がURL譲渡によるdポイントの譲渡を取り消した場合又はdポイント譲受人がURL譲渡で共有された受取用URLの有効期間内にdポイントを受け取らなかったことにより当該URL譲渡によるdポイントの譲渡が取り消された場合、dポイント譲渡人が当社に届け出たメールアドレスへの電子メールによる通知により、譲渡が取り消されたポイント数、dポイント譲渡人のdポイントクラブ会員番号及びその他当社が別途定める情報が通知されます。
２０．dポイント譲渡人及びdポイント譲受人は、本条に基づくdポイントの譲渡がなされる前に進呈されたポイントにかかるポイント提供対象サービスの利用金額が減額された場合又は当社の商品の購入若しくはサービスの利用がキャンセルされた場合、当社が第3条第7項に定める措置に加え、以下の各号の措置を講じることができることを承諾します。ただし、第2号及び第3号については、dポイントの譲渡が不正によるものであり、dポイント譲受人に対して第2号又は第3号に定める措置を講じることが相当であると当社が判断する場合に限ります。

(1) dポイント譲渡人（dポイント譲渡人がポイント共有グループに加入していた場合には、代表会員）に対して、取消対象ポイント分相当額を請求すること。
(2) dポイント譲受人（dポイント譲受人がポイント共有グループに加入していた場合には、代表会員を含み、本項において以下同じとします）が保有するdポイントから取消対象ポイントを一括して差し引くこと。
(3) dポイント譲受人が保有しているdポイントの総数が取消対象ポイント総数に満たない場合には、dポイント譲受人に対して、取消対象ポイント分相当額を請求すること。

第5条（会員統合）
１．ドコモは、dポイントクラブ会員が以下の各号に定めるすべての条件を満たす場合に、当社所定の方法により会員統合の手続をお申し込みいただいたときは、会員統合を行い、当該dポイントクラブ会員が会員統合の対象として指定した、当該dポイントクラブ会員に割り当てられているdポイントクラブ会員番号とは別のdポイントクラブ会員番号が割り当てられている自己名義の対象回線契約（以下「統合指定回線契約」といいます）にかかるdポイントクラブ会員番号を、自己に割り当てられているdポイントクラブ会員番号に統合することにより、dポイントクラブ会員としての会員資格を1つに統合します（会員統合によりdポイントクラブ会員番号が統合されたすべての対象回線契約（会員統合後に解約されることにより、当該解約された対象回線契約にかかるドコモ回線dアカウントがキャリアフリーdアカウントに移行した場合には、当該キャリアフリーdアカウント（以下「統合後キャリアフリーdアカウント」といいます）の利用に関する「dアカウント規約」に基づく当社との間の合意を含むものとします）を総称して、「統合対象契約群」といいます）。この

場合、統合対象契約群にかかるdポイントクラブ会員番号（以下「統合dポイントクラブ会員番号」といい、統合dポイントクラブ会員番号により識別される、会員統合を行ったdポイントクラブ会員を以下「統合dポイントクラブ会員」といいます）は、dポイントクラブ会員が会員統合のお申し込み時に「統合する側」のdポイントクラブ会員にかかるものとして指定した対象回線契約（以下「統合する側」といい、統合対象契約群のうち「統合する側」以外の各対象回線契約をそれぞれ「統合される側」といいます）に割り当てられていたdポイントクラブ会員番号とし、統合される側に割り当てられていたdポイントクラブ会員番号に基づくdポイントクラブ会員としての会員資格は、会員統合をもってすべて失効します。
(1)すべての統合指定回線契約が、会員統合の手続をお申し込みいただいたdポイントクラブ会員本人の名義による回線契約であること
(2)すべての統合指定回線契約にかかる回線利用者（各対象回線契約にかかる回線を実際に利用されるお客様として回線契約者が契約約款等の定めに従い当社所定の方法により届け出た利用者をいい、以下「回線利用者」といいます）の届け出がなされている場合（回線契約者以外のお客様を回線利用者とする届け出がなされている場合に限ります）、すべての統合指定回線契約にかかる回線利用者（統合指定回線契約に回線利用者の届け出がなされていない対象回線契約が含まれる場合、当該対象回線契約についてはその契約名義人とします）とdポイントクラブ会員（「dポイントクラブ特約」に定めるdポイント利用者情報登録がなされている場合には、「dポイントクラブ特約」に定める利用者とします）が同一であること
(3)統合する側において、本人確認を完了済みであること
(4) 統合される側がコースBである場合に、統合する側のdポイントクラブ会員において「dポイントクラブ特約」に定めるオンライン発行dポイントカード番号を登録していること
(5)統合される側のdポイントクラブ会員が、統合する側が加入しているポイント共有グループとは別のポイント共有グループに加入していないこと
(6)統合される側にかかる携帯電話番号が「dカード利用規約（会員規約）」に定めるdカードサービスのご利用携帯電話番号として登録（以下「dカードご利用携帯電話番号登録」といいます）されていないこと
(7)統合される側が別途の会員統合手続により会員統合した他のdポイントクラブ会員にかかる統合対象契約群に属していないこと
(8)統合される側において、当社指定の方法によるドコモショップへの来店にかかる予約手続その他当社がdポイントクラブサイト等で別途定める予約手続（以下「来店予約等」といいます）がなされていないこと
(9)統合指定回線契約に当社が別途定める「d払い残高利用規約」（以下「d払い残高利用規約」といいます）に基づくd払い残高の利用にかかるご契約（以下「d払い残高契約」といいます）を締結している対象回線契約が含まれている場合、当該d払い残高契約を締結している対象回線契約が、統合指定回線契約の中に複数存在しないこと。
２．当社は、統合dポイントクラブ会員が以下の各号に定めるすべての条件を満たす場合に、当社所定の方法により統合対象契約群への対象回線契約の追加をお申し込みいただいたときは、当該対象回線契約（以下「追加統合される側」といいます）を統合対象契約群に追加します。
(1)追加統合される側の対象回線契約が、統合dポイントクラブ会員本人の名義による回線契約であること
(2)追加統合される側にかかる回線利用者の届け出がなされている場合、当該統合対象契約群に属するすべての対象回線契約にかかる回線利用者（追加統合される側において回線利用者の届け出がなされていない場合には、当該追加統合される側の契約名義人とします）とdポイントクラブ会員（「dポイントクラブ特約」に定めるdポイント利用者情報登録がなされている場合には、「dポイントクラブ特約」に定める利用者とします）が同一であるこ

と
(3)追加統合される側のdポイントクラブ会員が、当該統合dポイントクラブ会員が加入しているポイント共有グループとは別のポイント共有グループに加入していないこと
(4)追加統合される側にかかる携帯電話番号がdカードご利用携帯電話番号登録されていないこと
(5)追加統合される側が別途の会員統合手続により会員統合した他の統合dポイントクラブ会員にかかる統合対象契約群に属していないこと
(6)追加統合される側において来店予約等がなされていないこと
(7)追加統合される側においてd払い残高契約が締結されている場合（当該統合dポイントクラブ会員にかかる統合対象契約群に属するいずれかの対象回線契約においても、d払い残高契約を締結している場合に限ります)
３．統合される側（追加統合される側を含み、以下同じとします）のdポイントクラブ会員において登録されているdポイントクラブ会員情報（氏名、住所、生年月日、性別等）、お知らせ配信の設定、dポイントカード番号（「dポイントクラブ特約」に定めるdカード及びモバイルdポイントカードにかかるdポイントカード番号を含みます）その他当社がdポイントクラブサイト等において別途定める情報については、会員統合をもって、統合する側のdポイントクラブ会員において登録されている情報に統一されます。
４．統合される側のdポイントクラブ会員において保有しているすべてのdポイントは、会員統合をもって、統合dポイントクラブ会員において保有しているdポイントに合算されます。また、会員統合後において統合対象契約群に属する各対象回線契約にかかる契約回線（統合後キャリアフリーdアカウントを含みます）の利用により進呈されるすべてのdポイントについても、統合dポイントクラブ会員に合算して進呈されます。
５．統合dポイントクラブ会員のサービスステージの決定にあたり、第1条第1項第14号①に定めるdポイント獲得数は、当該統合対象契約群に属するすべての対象回線契約にかかる契約回線（統合後キャリアフリーdアカウントを含みます）の利用により獲得した判断基準期間におけるdポイントの総数とします。また、第1条第1項第14号②に定める継続利用期間は、統合対象契約群に属する対象回線契約のうち、継続利用期間が最も長い対象回線契約にかかる継続利用期間とします。
６．統合される側のdポイントクラブ会員において、当社が別に定める「d Wi-Fi利用規約」（以下「d Wi-Fi利用規約」といいます）に基づく「d Wi-Fi」の利用にかかる契約（以下「d Wi-Fi契約」といいます）を締結している場合、又は統合される側においてd払い残高契約を締結している場合（統合する側においてもd払い残高契約を締結している場合に限ります）には、当該d Wi-Fi契約及び当該d払い残高契約は、会員統合をもって解約となります。この場合におけるd Wi-Fi及びd払い残高のご利用条件については、「d Wi-Fi利用規約」及び「d払い残高利用規約」に定める条件に従うものとします。
７．前項に定めるほか、会員統合を行った場合、統合dポイントクラブ会員においては、各種サービスの利用条件等その他本プログラムにかかる条件（本会特典にかかる内容や各種キャンペーンにかかる条件を含みます）の一部が変更となります。その詳細は、各種サービスの利用規約その他dポイントクラブサイト等において別途定めるものとします。
８．当社は、会員統合の手続（統合対象契約群への対象回線契約の追加にかかるお申し込み手続を含みます）について、一定の条件を設ける場合があり、その詳細はdポイントクラブサイト等で定めるものとします。

第6条（会員分離）
１．統合dポイントクラブ会員が、統合対象契約群に属する対象回線契約（統合後キャリアフリーdアカウントの利用に関する「dアカウント規約」に基づく当社との間の合意を含むものとします）のいずれかについて以下の各号に定める手続を行う場合には、当該対象回線契約について当社所定の方法により事前に会員分離の手続が必要となります（会員分離

の手続は、１つの対象回線契約（統合後キャリアフリーdアカウントの利用に関する「dアカウント規約」に基づく当社との間の合意を含むものとします ）ごとにお申し込みいただく必要があります）。なお、当社は、統合dポイントクラブ会員が以下の各号に定める手続を行う場合に限り、会員分離の手続のお申し込みを受け付けます。
(1)対象回線契約を名義変更する場合
(2)対象回線契約上の地位が他者に承継される場合
(3)回線利用者を変更する場合
(4)キャリアフリーdアカウント（当該キャリアフリーdアカウントの利用に関する「dアカウント規約」に基づく当社との間の合意が統合対象契約群に属するものを除きます）に関する登録情報に当該対象回線契約にかかる電話番号を追加する場合
(5)統合後キャリアフリーdアカウントに関する登録情報に統合対象契約群に属していない対象回線契約にかかる電話番号を追加する場合
(6)本会を退会する場合
２．統合dポイントクラブ会員は、dポイントクラブ会員情報（当社がdポイントクラブサイト等において別途定める情報に限ります）を変更する必要が生じた場合には、統合対象契約群のうち当該変更を行う対象回線契約（統合後キャリアフリーdアカウントの利用に関する「dアカウント規約」に基づく当社との間の合意を含むものとします）について、当社所定の方法により会員分離の手続を行うものとします。
３．前項の規定にかかわらず、統合dポイントクラブ会員は、以下の各号のいずれかに該当する場合には、会員分離の手続のお申し込みを行うことができません。この場合、当該統合dポイントクラブ会員は、以下の各号に定める事由を解消したうえで、会員分離の手続をお申し込みいただくものとします（第1号に該当する場合を除きます）。
(1)会員分離により統合対象契約群に属する対象回線契約（統合後キャリアフリーdアカウントの利用に関する「dアカウント規約」に基づく当社との間の合意を含みます）が存在しなくなる場合
(2)ポイント共有グループの代表会員となっている場合
(3)d Wi-Fi契約を締結されている統合dポイントクラブ会員の統合対象契約群に属する対象回線契約にかかるドコモ回線dアカウント（統合後キャリアフリーdアカウントに移行した場合を含みます）が会員分離によりなくなる場合
(4)d Wi-Fi契約を締結されている統合dポイントクラブ会員が会員分離の手続のお申し込みをしようとする対象回線契約（統合後キャリアフリーdアカウントの利用に関するdアカウント規約に基づく当社との間の合意を含みます）にかかる携帯電話番号（統合後キャリアフリーdアカウントの利用に関する「dアカウント規約」に基づく当社との間の合意においては、当該統合後キャリアフリーdアカウントを指すものとします）でdカードご利用携帯電話番号登録をされている場合（会員分離の手続のお申し込みをしようとする統合dポイントクラブ会員が当該dカード以外のdポイントカード（「dポイントクラブ特約」に定める「dポイントカード」を指すものとします）を登録している場合を除きます）
４．統合dポイントクラブ会員が統合対象契約群に属する対象回線契約のいずれかについて会員分離の手続を行ったときは、当該対象回線契約（以下「分離回線契約」といいます）の契約者に対して新たなdポイントクラブ会員番号が割り当てられ、新たなdポイントクラブ会員（以下「分離dポイントクラブ会員」といいます）としての会員資格が付与されます。
５．統合dポイントクラブ会員が会員分離時点までに分離回線契約の利用により進呈を受けた全てのdポイントは、会員分離後も統合dポイントクラブ会員が引き続き保有することとなり、会員分離時点における分離dポイントクラブ会員の保有dポイントの残高数は、0ポイントとなります。
６．分離回線契約がコースBである場合、当社は、会員分離の手続完了後直ちに、当該分離回線契約を保有する分離dポイントクラブ会員に対し、「dポイントクラブ特約」に定める

オンライン発行dポイントカード番号を交付するものとします。
７.分離dポイントクラブ会員のdポイントクラブ会員情報は、会員分離前に当該分離回線契約が属していた統合対象契約群にかかる統合dポイントクラブ会員のdポイントクラブ会員情報（当社がdポイントクラブ等において別途定める情報を除きます）が引継がれます。
８．分離dポイントクラブ会員にかかるサービスステージは、会員分離後に当該分離回線契約の利用により進呈を受けたdポイントの総数及び当該分離回線契約にかかる継続利用期間に基づき、第1条第1項第14号に従い決定されます。また、当該分離回線契約が属していた統合対象契約群にかかる統合dポイントクラブ会員のサービスステージは、会員分離の手続の際に、当該手続時点における当該統合dポイントクラブ会員のdポイント獲得数（当該分離回線契約の利用により会員分離前に進呈を受けたdポイントを含みます）及び当該手続時点で統合対象契約群に属する対象回線契約のうち継続利用期間が最も長い対象回線契約にかかる継続利用期間に基づき、第1条第1項第14号に従い変更されます。当該手続の翌月以降における当該統合dポイントクラブ会員のサービスステージは、第1条第1項14号に従い決定されます。
９．統合対象契約群に属する対象回線契約のいずれかが、対象回線契約のお申込みに当たって当社所定の書面に事実に反する記載を行ったことまたは当社が契約約款等に定める事項に変更が生じた際に事実に反する内容を届け出たことが判明したことを理由とした当社による契約約款等に基づく解除により終了し、dアカウント規約に基づき当該対象回線契約にかかるドコモ回線dアカウントが失効することとなる場合、当社は、当該対象回線契約にかかるドコモ回線dアカウントの失効に先立って、当該対象回線契約について会員分離を行うものとします。この場合、統合dポイントクラブ会員が会員分離時点までに当該対象回線契約の利用により進呈を受けた全てのdポイントは、会員分離後も統合dポイントクラブ会員が引き続き保有することとなります。
１０．当社は、会員分離の手続について、一定の条件を設ける場合があり、その詳細はdポイントクラブサイト等で定めるものとします。

第7条 （dポイントクラブ会員のパーソナルデータの取扱い）
当社は、dポイントクラブ会員のパーソナルデータの取扱いについて、別途「NTTドコモ プライバシーポリシー」において公表します。
２．dポイントクラブ会員は、本会入会前に当社が取得したパーソナルデータについて、当社が公表するプライバシーポリシーに基づいて取扱うことに同意するものとします。
３．当社が実施するポイント提供対象サービスの契約内容又は利用状況等に応じた、商品・サービス・キャンペーン・イベント等のご案内・ご提案等（ポイント提供対象サービス以外の商品等や業務提携先の商品等に関するご案内・ご提案等を含み、以下総称して「ご案内等」といいます）には、dポイントクラブ会員情報が記載される場合があります。
４．当社がご案内等を行う際のインターネットメール、メッセージサービスの受信及びWebサイト等の閲覧にかかる通信料は、原則としてdポイントクラブ会員の負担となります。

第8条 （認証）
dポイントクラブ会員によるdポイントクラブサイトの利用に際して、当社は以下の各号に定める方法のうち、当社が指定する方法により、dポイントクラブ会員を認証します。認証ができない場合には、dポイントクラブ会員はdポイントクラブサイトをご利用いただけません。なお、dアカウントのご利用条件は、それぞれ「dアカウント規約」に定めるところによります。
(1) dポイントクラブサイトへのアクセス時に利用している契約回線を認証する方法（dポイントクラブ会員が回線契約者の場合）
(2) dアカウントにより認証する方法
(3) 第 1号又は第 2号のいずれかの認証方法によりdポイントクラブ会員がdポイントク

ラブサイトにアクセスされた際に当社が発行したCookieにより認証する方法

(4)　「dアカウント規約」に基づきdアカウント設定を行っているご利用端末により認証する方法（dポイントクラブ会員が回線契約者の場合）

２．前項に定める認証において、統合dポイントクラブ会員については、統合対象契約群に属するいずれかの対象回線契約にかかる契約回線及びネットワーク暗証番号による認証又はドコモ回線dアカウント（統合後キャリアフリーdアカウントを含みます）及びパスワードによる認証により、当該統合dポイントクラブ会員を認証します。

３．当社は、dポイントクラブ会員に本プログラムを便利にお使いいただくため、dポイントクラブ会員が保有している dポイントの総数及びニックネームを、第1項第1号、第3号又は第4号による認証により、パスワード等の確認をすることなく、dポイントクラブサイトその他関連するサイト又は当社が提供するアプリなどの画面上に表示することがあります。

４．dポイントクラブ会員は、第1項各号に定める認証に利用される契約回線等を善良なる管理者の注意義務をもって第三者に知られないように管理し、これを第三者に対して開示し、利用させ、又は貸与、譲渡、売買等してはならないものとします。

５．当社は、第1項各号に定める方法による認証がなされた場合、当社の故意又は重過失による場合を除き、当該認証がdポイントクラブ会員以外の第三者によって実施された場合であっても、dポイントクラブ会員本人によるものとみなします。

第9条　（退会）

dポイントクラブ会員は、本会を退会しようとするとき、当社所定の方法に従って、申し出るものとし、当社が当該退会申出を受領した後は、退会を取り消すことはできないものとします。ただし、ｄポイントクラブ会員がコースBの契約申込み手続中である場合、又はｄポイントクラブ会員が保有する対象回線契約がコースBである場合は、本会の退会を申し出ることはできないものとします。

第10条（会員資格の喪失事由等）

dポイントクラブ会員が以下の各号のいずれかに該当するときは、会員資格を失うものとし、dポイントクラブ会員が保有するdポイントはそれぞれ当該各号の定めに従い取扱うものとします。

(1)　dポイントクラブ会員と当社との間の対象回線契約が解約され（統合dポイントクラブ会員の場合は、統合対象契約群に属する全ての対象回線契約が解約された場合を指すものとします）、かつ、解約後にdポイントクラブ会員がdアカウントを保有しない場合
解約時点でdポイントクラブ会員が保有するdポイントは直ちに失効するものとします。なお、解約後においてもdポイントクラブ会員が dアカウントを保有する場合はこの限りではなく、当該dアカウントにおいて会員資格を維持し、解約時点で保有していたdポイントを引き継ぎます。また、dポイントクラブ会員がポイント共有グループ加入していた場合は、当該ポイント共有グループを構成する全てのdポイントクラブ会員のポイント提供対象サービスが解約された時点で、当該保有するdポイントが失効するものとします。なお、代表会員が回線契約を解約する場合において、当該代表会員が代表会員以外のdポイントクラブ会員から次の代表会員を指定することなく解約した場合はこの限りでなく、全てのdポイントが失効します。

(2)　前条に基づき当社がdポイントクラブ会員の退会の申出を受領した場合
退会の申出を当社が受領した時点でdポイントクラブ会員が保有するdポイントは直ちに失効するものとします。また、dポイントクラブ会員がポイント共有グループに加入していた場合は、当該ポイント共有グループを構成する全てのdポイントクラブ会員から本プログラムの退会の申出を受領した時点で保有するdポイ

ントが失効するものとします。なお、代表会員が退会を申し出た場合において、当該代表会員が代表会員以外のdポイントクラブ会員から次の代表会員を指定することなく当社が退会の申出を受領した場合はこの限りでなく、全てのdポイントが失効します。

(3) dポイントクラブ会員が法人であることが判明したとき
前号に規定する取扱いに準じます。

(4) 第 12条第1項各号に該当する場合その他dポイントクラブ会員が本規約等に違反する等当社がdポイントクラブ会員として不適格であると判断した場合
第1号に規定する取扱いに準じます。

(5) dポイントクラブ会員に相続事由が生じた場合
第1号に規定する取扱いに準じます。

２．dポイントクラブ会員が以下の各号のいずれかに該当するときは、dポイントクラブ会員が保有していたdポイント及び会員資格はそれぞれ当該各号の定めに従い取扱うものとします。

(1) dポイントクラブ会員が対象回線契約を名義変更した場合
対象回線契約上の地位を譲渡するdポイントクラブ会員が名義変更時点で保有していたdポイントは、当該対象回線契約上の地位を譲渡するdポイントクラブ会員が引き続き保有し、会員資格も当該対象回線契約上の地位を譲渡するdポイントクラブ会員が引き続き有します。ただし、対象回線契約の名義変更により新たに当該対象回線契約の契約者となる者が名義変更前の対象回線契約における回線利用者である場合（名義変更前の対象回線契約の契約者との関係が、親子その他当社が別に定める基準に適合する者である場合に限ります。）に限り、dポイント及び会員資格は名義変更により対象回線契約上の地位を譲渡されたdポイントクラブ会員に引き継がれるものとします。

(2) dポイントクラブ会員の対象回線契約上の地位が他者に承継された場合
対象回線契約上の地位を承継するdポイントクラブ会員が承継時点で保有していたdポイント及び会員資格は、当該対象回線契約上の地位を承継されたdポイントクラブ会員には引き継がれないものとします。

３．dポイントクラブ会員が対象回線契約を解約した場合、dポイントクラブ会員が第9条又は前二項の会員資格喪失事由に該当しない限り、当該dポイントクラブ会員は引き続き会員資格を有するものとし、引き続き本規約が適用されるものとします。

第11条（当社の責任の範囲）

当社は、次の各号に定める場合は、dポイントクラブ会員に生じた損害について、責任を負わないものとします。ただし、当社の故意又は重過失によりdポイントクラブ会員に損害が生じた場合は除きます。

(1) dポイント協賛店等第三者の提供する本会特典に関して、dポイントクラブ会員に損害が生じた場合

(2) 本会特典の内容が、当社又はｄポイント協賛店の都合により追加、削除、変更又は一時停止されたことにより、dポイントクラブ会員が希望する特典を提供できない場合

(3) 本プログラムの変更、利用停止、中断、又は廃止によりdポイントクラブ会員に損害が生じた場合

第12条（利用停止等）

当社は、dポイントクラブ会員が以下の各号のいずれかに該当する場合は、当社の選択により、会員資格を喪失させることなく、本プログラムの全部又は一部の利用を停止することができるものとします。

(1) dポイントクラブ会員のお申込み内容に虚偽があった場合

(2)　本プログラムの利用において、第三者になりすます等不正行為があった場合又はそのおそれがあると当社が判断した場合
(3)　本プログラムの利用において、当社の設備に無権限でアクセス、解析し、又は過度な負担を与える等迷惑行為があった場合
(4)　ポイント提供対象サービスの料金の支払を怠った場合
(5)　dポイントを不正に取得若しくは取得しようとし、又は不正に利用若しくは利用しようとしたと当社が判断した場合
(6)　本会の運営を妨害した場合
(7)　本人確認が不正によるものであると当社が判断した場合
(8)　本規約等のいずれかに違反した場合
(9)　その他、当社がdポイントクラブ会員として不適切と判断した場合

２．当社は、dポイントクラブ会員が前項第5号に該当する場合、前項に定める本プログラムの利用停止措置の実施有無にかかわらず、当該dポイントクラブ会員が保有するdポイントの全部又は一部を失効させ、又は当該dポイントクラブ会員が取得予定のdポイントの全部又は一部の進呈を取り消すことができるものとします。なお、この場合において、当該dポイントクラブ会員が取得したdポイントが第3条第4項に基づき代表会員に進呈された又は進呈される予定である場合には、代表会員の保有するdポイントのうち当該dポイントクラブ会員が取得した分のdポイントの全部若しくは一部を失効させ、又は代表会員に進呈される予定のdポイントのうち当該dポイントクラブ会員が取得しようとした分のdポイントの全部若しくは一部を取り消すことがあります。

３．当社は、dポイントクラブ会員が本会への入会申込時に申告したdアカウントについて、誤ったdアカウントのパスワード、dアカウント規約に定めるセキュリティコード等が一定回数以上入力された場合その他第三者による不正ログインが行われた若しくはそのおそれがあると当社が判断した場合には、本プログラムの全部又は一部の利用を停止することができるものとします。

４．当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合、事前にdポイントクラブ会員に通知又は周知することなく、本プログラムの全部又は一部の提供を中断又は停止することができるものとします。

(1)　本プログラムにかかる機器、設備又はシステム等の保守上又は工事上やむを得ない場合
(2)　火災・停電等の事故、地震・洪水等の天災、戦争、暴動、労働争議等により、本プログラムの運営ができなくなった場合
(3)　本プログラムにかかるシステムの障害等により、本プログラムの運営ができなくなった場合
(4)　災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持に必要な通信その他公共の利益のために緊急を要する場合
(5)　その他当社が運用上又は技術上本プログラムの提供の中断又は停止が必要であると判断した場合

５．当社は、当社が適当と判断する方法により事前にdポイントクラブ会員に通知又は周知することにより、本プログラムの全部又は一部の提供を廃止することができるものとします。

第13条（反社会的勢力の排除）

dポイントクラブ会員は下記のいずれかに該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。

(1) 自らが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者（以下総称して「暴力団員等」といいます。）であること。

(2)自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって取引を行うなど、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
(3)暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
２．dポイントクラブ会員は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれか一にでも該当する行為を行わないことを保証するものとします。
(1)暴力的な要求行為
(2)法的な責任を超えた不当な要求行為
(3)取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
(4)風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて、当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
(5)その他前各号に準ずる行為

第14条　(規約変更)
当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、dポイントクラブ会員へ当社が適切と判断した方法にて公表又は通知することにより、本規約の内容を変更することができるものとし、変更日以降はこれらが適用されるものとします。
(1)　本規約の変更が、dポイントクラブ会員の一般の利益に適合するとき
(2)　本規約の変更が、本契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
２．前項の規定にかかわらず、当社は、当社が必要と認めたときには、dポイントクラブ会員へ当社が適切と判断した方法にて公表又は通知することにより、dポイントクラブサイト等の内容、本会特典の内容及びdポイント協賛店を変更することができるものとし、変更日以降はこれらが適用されるものとします。

第15条 (損害賠償)
本プログラムに関して当社がdポイントクラブ会員に対して損害賠償責任を負う場合、当社が賠償する損害は、通常かつ直接の損害に限り、その上限額は、対象回線契約の月額基本料金のうち最も安価なものに限定されるものとし、当社は、間接損害、特別損害、付随的損害、派生的損害、逸失利益、使用機会の喪失による損害についての責任は負わないものとします。
２．前項の規定は、当社の故意又は重大な過失による場合は適用しません。

第16条 (権利義務の譲渡の禁止)
dポイントクラブ会員は、別途当社が定める場合を除き、本契約上の地位、本契約に基づき当社に対して有する権利又は当社に対して負担する義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、承継させ、貸与し、又は担保に供することはできないものとします。

第17条 (連絡先窓口)
本プログラムの内容、その他についての質問や問い合わせ等につきましては、dポイントクラブサイト等に記載する当社の連絡先を、窓口とするものとします。

第18条 (準拠法及び合意管轄)
本規約の効力、履行及び解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。
２．dポイントクラブ会員と当社との間で本規約に関連して訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所又は当該dポイントクラブ会員の住所地の地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

附則（2015 年10月5日）
１．この改正規約は2015年12月1日から実施します。
２．dポイントクラブ会員は、dポイント及び dポイント（期間・用途限定）に加え、以下の各号に定めるポイントを、本規約に従って利用することができるものとします。なお、以下のポイントの有効期限は、当該ポイントが進呈された年度（毎年4月1日から3月末日までをいいます）の末日から3年2か月を経過する日までとします。

(1) プレミアクラブ進呈ポイント
当社がdポイントクラブ会員に対し、2015年3月31日以前に改正前の本規約（以下「ドコモプレミアクラブ会員規約」といいます）に従って進呈されたポイントを指します。当社はdポイントクラブ会員が保有するプレミアクラブ進呈ポイントを2015年11月25日以降にdポイントに移行します。移行されるプレミアクラブ進呈ポイントは、2015年4月1日から当該移行時点直前までにdポイントクラブ会員に付与されたポイントとなります。ただし、dポイントに自動移行したポイント分は、2015年11月30日までプレミアクラブ進呈ポイントとしてご利用いただけます。

(2) ドコモポイント（ドコモの回線をお持ちでない方向け）
当社がdポイントクラブ会員に対し、2015年3月31日以前にドコモポイント規約（ドコモの回線をお持ちでない方向け）に従って進呈されたポイントを指します。当社はdポイントクラブ会員が保有するドコモポイント（ドコモの回線をお持ちでない方向け）を 2015年11月25日以降にdポイントに移行します。移行されるドコモポイント（ドコモの回線をお持ちでない方向け）は、2015年4月1日から当該移行時点直前までにdポイントクラブ会員に付与されたポイントとなります。ただし、dポイントに自動移行したポイント分は、2015年11月30日までドコモポイント（ドコモの回線をお持ちでない方向け）としてご利用いただけます。

３．前項の規定にかかわらず、プレミアクラブ進呈ポイント及びドコモポイント（ドコモの回線をお持ちでない方向け）（以下総称して「旧ポイント」といいます）は、本規約第4条第1項第1号及び第2号に定める利用用途にのみ利用することができます。
４．旧ポイントを保有しているdポイントクラブ会員が、dポイントを利用した場合は、以下の優先順位で利用がなされるものとします。

(1) dポイント（期間・用途限定）
(2) プレミアクラブ進呈ポイント及びドコモポイント（ドコモの回線をお持ちでない方向け）
(3) dポイント

５．第10条第1項の規定にかかわらず、旧ポイントを保有している回線契約者であるdポイントクラブ会員が、会員資格喪失後も対象回線契約を継続する場合の旧ポイントの取扱いについては、第4条第1項第1号に規定する利用のみ可能とします。ただし、利用できる当社商品又はサービスは一部制限され、詳細は別途当社が定めます。当該dポイントクラブ会員が本会退会後、当社が別途定める「ビジネスプレミアクラブ」に入会した場合、退会前に保有していた旧ポイントを引き継ぐことができます。
６．この改正規約実施後において、旧ポイントの進呈の対象となるポイント提供対象サービスにかかる利用金額が減額された場合は、当社は、dポイントクラブ会員に進呈された旧ポイントのうち減額された当該利用金額に応じて進呈された分に相当する旧ポイントを取り消すものとします。なお、その方法は第3条第7項に準じるものとします。
７．この附則に定める以外の旧ポイントの取扱いについては、本規約のdポイントに関する定めに準じるものとします。

附則（2017年5月9日）
１．この改正規約は 2017 年 5月9日から実施します。
２．2015年10月5日付附則の定めにかかわらず、dポイントクラブ会員が保有する旧ポイントは、2017 年5月10日に行う処理によりdポイントへ移行します。移行の対象となる旧ポイントは、2017年5月10日に、当社が移行にかかる処理を実施する時点（以下「移行時点」といいます）でdポイントクラブ会員が保有する旧ポイントとします。
３．dポイントクラブ会員が移行時点より前に行った旧ポイントを使用した取引がキャンセル等され、当該旧ポイントがdポイントクラブ会員に返還されることになった場合において、返還日が移行時点より後となった場合、当該旧ポイントはdポイントへ移行しないものとします。なお、移行時点で、移行することができなかった旧ポイントの取扱いは以下のとおりとします。
　(1)　dポイントクラブ会員が2013年度に獲得した旧ポイント：2017年5月末をもって失効します。
　(2)　dポイントクラブ会員が2014年度に獲得した旧ポイント：別途、当社が指定する時期にdポイントへ移行します。

附則（2018年5月1日）
１．この改正規約は2018年5月1日から実施します。
２．dポイントクラブ会員が2014年度に獲得した旧ポイントは、2017年9月14日にdポイントへ移行しました。
３．複数の対象回線契約の料金をある対象回線契約において代表して一括で支払うサービス（以下「一括請求サービス」といい、一括請求サービスの対象である複数の対象回線契約をまとめて「一括請求グループ」といいます）を利用しているdポイントクラブ会員は、代表回線契約の回線契約者を代表会員とするポイント共有グループに自動移行し、当該一括請求グループで保有していたdポイントも、ポイント共有グループのdポイントに自動移行します。ただし、一括請求グループの代表回線契約の回線契約者がdポイントクラブ会員でない場合は、この限りではありません。この場合の一括請求グループで保有していたdポイントの取扱いについては以下の各号に定めるとおりとします。
　(1)　一括請求グループの代表回線契約の回線契約者以外の回線契約（以下「子回線」といいます）の回線契約者が1名の場合
当該回線契約者であるdポイントクラブ会員に自動移行します。
　(2)　一括請求グループの子回線の回線契約者が複数名の場合
一括請求グループの代表回線契約の回線契約者が本会に入会した時点で、当該代表回線契約の回線契約者であるdポイントクラブ会員に自動移行します（ただし、この場合に自動移行するdポイントは、有効期限内のものに限ります）。
４．2018年4月25日から同月30日までの間に、一括請求グループに子回線を追加若しくは廃止、又はポイント利用拒否設定の手続をされた場合、当該手続内容は、同年5月1日に一括請求グループから自動移行するポイント共有グループには反映されません。

附則（2019年8月5日）
１．この改正規約は2019年9月5日から実施します。
２．この改正規約にて改正された第4条第2項は、改正規約の施行日である2019年9月5日時点にdポイントクラブ会員が保有するdポイント及び当該日以降にdポイントクラブ会員が取得するdポイントに対して適用されます。

附則（2019年9月13日）
１．この改正規約は2019年9月26日から実施します。

附則（2019年12月10日）
１．この改正規約は2019年12月11日から実施します。

附則（2020年3月24日）
１．この改正規約は、2020年3月25日から実施します。

附則（2020年12月8日）
１．この改正規約は、2020年12月9日から実施します。

附則（2021年1月31日）
１．この改正規約は、2021年2月1日から実施します。

附則（2021年2月17日）
１．この改正規約は、2021年2月18日から実施します。

附則（2021年3月25日）
１．この改正規約は、2021年3月26日から実施します。

附則（2021年5月19日）
１．この改正規約は、2021年5月19日から実施します。

附則（2021年10月25日）
１．この改正規約は、2021年10月25日から実施します。

附則（2022年3月1日）
１．この改正規約は、2022年3月1日から実施します。
２．この改正規約の定めにかかわらず、この改正規約第2条第1項第2号を満たすこと（お持ちのdアカウントがキャリアフリーdアカウントである場合に限ります）により本会にご入会いただいたdポイントクラブ会員のドコモでんき利用料金（2022年3月1日から2022年7月31日までの期間において請求される料金に限ります）に関しては、当社は、当社が別途指定する期間中に当社が別途指定する手続を履践していただいた場合に限り、当社が別途指定する進呈時期において当該ドコモでんき利用料金に基づくdポイントの進呈を行うものとします。